

第 1 回・第 2 回検討会における主な意見及びまとめについて（案）

1 職場における受動喫煙防止に係るこれまでの取組

快適指針及びガイドラインに基づく対策は一定の効果があったと思われるが、事業場での取組は必ずしも十分とはいえない

2 受動喫煙の有害性（健康リスク）に係る認識

< 主な意見 >

- 健康局が取りまとめた受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書における現状認識がベースラインになるのではないか
- 受動喫煙による健康障害のリスクはあるという前提で進めたい

健康リスクについては、健康局が取りまとめた検討会報告書を現状認識
受動喫煙による健康障害のリスクはあるという前提

3 今後の職場における受動喫煙防止に係る取組の基本的方向

< 主な意見 >

- 健康リスクという観点では、発生源が人であるか装置であるかの違いだけで、有害物質へのばく露とたばこ煙のばく露は本質的に同じ
- 労働者が働く場所でばく露を受けることは、当然労働安全衛生法の中で考えること

職場における労働者の受動喫煙防止対策は、快適職場形成という観点ではなく、労働者の健康障害防止という観点から取り組むことが必要

4 労働安全衛生法における受動喫煙防止措置

(1) 労働安全衛生法の特徴（留意すべき事項）

ばく露防止対策において、特定の業種や事業場規模による例外を設けるという考え方は取っていない

ばく露防止対策としては、使用等の禁止から管理使用（有害物質だが有用性、代替不可等のため管理しながら使用）までである

(2) たばこ特有の事情

< 主な意見 >

- たばこが嗜好品という概念で整理されたため、対策が遅れた面がある
- 受動喫煙は他者危害(他人の喫煙により影響を受ける)である

たばこは未成年者以外誰もが購入できる製品として販売されている
喫煙者の体内に煙を直接取り入れることが前提となっているなど、他の有害要因とは位置付けが異なる

(3) 労働安全衛生法での位置付け

< 主な意見 >

- 受動喫煙防止対策は、「職業性疾病予防対策」としては捉えにくい面もあるものの、その中の「化学物質による健康障害防止対策」に近い面もある
- 法体系の中の過重労働における健康障害防止対策などの「健康確保対策」と石綿や化学物質による健康障害防止対策などの「職業性疾病予防対策」の間に入るのではないか
- 法体系の中の「基本的対策」にも、「健康確保対策」にも位置付け得る
- 現行の法体系に入れるのが難しければ、無理に入れなくてもよい。新しく安衛法の中に章立てした上で入れることもあり得る

受動喫煙防止対策の位置付けについては、現行の安衛法体系においては整理しにくい面もあり、法令上新たに位置付けることもあり得る

5 具体的措置

(1) 一般の事務所や工場

< 主な意見 >

- 受動喫煙を防止するという観点からは、基本的に全面禁煙が適当だが、それが困難な場合には、喫煙室を設置して分煙を徹底するという方法もあるのではないか
- 屋外でも建物の近くで喫煙する場合には、煙が屋内に入ることがあり、一定の距離が必要
- たばこを吸わない空間での浮遊粉じん $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ という指標は、非常に高濃度である

全面禁煙が望ましいが、現状に鑑み、一定の要件を満たした喫煙室の設置によ

る空間分煙を認めることも必要

たばこを吸わない空間における環境基準として、分煙効果判定基準は適当であるか

(2) 顧客が喫煙するため、上記(1)の対策が困難な職場

<主な意見>

- 顧客に喫煙させないというのは安衛法では困難
- 接客業だからやむをえないということではなく、健康リスクを低減する方向性を示すべき
- 職場の状況に応じて、できる方策の中から選択するのが良いのではないか
- 受動喫煙対策が取りにくい職場、対策が遅れている職場では、シフト制にしたり、時間を制限する等はある
- 接客以外の片付け時におけるマスクの着用は可能ではないか
- 換気量の増大というのも1つの対策。空気清浄機では除去できない化学物質もあるというのが共通認識だが、置かないよりは置いた方がよい
- 喫煙できる時間や区域を制限しながら、徐々に喫煙しない環境を作っていくように事業者働きかけることも必要
- 汚染の指標については見直すべき

(1)の対策が困難な場合であっても、換気等による有害物質濃度の低減、保護具の着用等の対策により、可能な限り労働者の健康リスクを下げる必要がある
その場合、一定の基準を満たすことの確認が必要

喫煙区域で作業する労働者の健康管理が必要ではないか
時間分煙の考え方は、喫煙区域で作業をせざるを得ない場合の対策を強化するメニューの一部として認められないか

(3) 共通の対策

<主な意見>

- 禁煙区域、喫煙区域の表示等が必要
- たばこの有害性をきちんと知らせることが必要

区域分けの表示等の周知が必要
労働者に対する教育は必要

事業場内で行う受動喫煙防止対策について、衛生委員会への付議など体制の整備が必要ではないか

(4) 受動喫煙防止措置に係る責務のあり方

<主な意見>

- 規制のかけ方として、義務とすべき部分と努力義務とすべき部分に線引きするというやり方はある
- 受動喫煙防止対策は、職場におけるメンタルヘルス対策が義務と努力義務の両方で規定されているのと同じような考え方でできるのではないか
- 受動喫煙を受ける機会をゼロにすることが責務ではないが、受動喫煙の防止を推進することは事業者の責務である
- 労働者も喫煙室以外で吸わないといった義務がある
- 受動喫煙防止対策についても、国が率先して取り上げることで、企業でも対策を取りやすくなる

それぞれの職場の状況に応じた受動喫煙防止対策を取ることが必要であり、何らかの対策を取ることにより、受動喫煙を受ける機会を低減させることは事業者の義務ではないか
労働者にも禁煙区域では喫煙しない、保護具の使用といった義務がある

6 事業者に対する支援

<主な意見>

- 専門家がいる事業場だけではないので、分煙に当たっては測定方法等についてのサポートも大切
- 全面禁煙、喫煙室の設置が難しいところもあると思うので、専門家による好事例の提示も重要

取組に関する好事例の情報提供が必要

対策を円滑に実施するため、技術的支援が必要ではないか

7 留意事項

<主な意見>

- 全面禁煙を最終目標として、いつまでに何をするのかを明確に示すことが重要
- 喫煙による健康リスクの一般への周知が少ない

- 中小企業でも受動喫煙防止対策を導入しやすいよう、一定の猶予期間を設けるといったこともあるのではないかと

直ちに全面禁煙が困難な場合においても、計画的、段階的に全面禁煙へ向けた取組を進めていくことが必要

たばこの有害性、依存性などに関する一層の周知が必要

受動喫煙防止対策を進めるに当たっては、十分な周知期間が必要

地域保健における受動喫煙防止対策との連携は必要

事業場における受動喫煙防止対策を進めるには建築物貸与者の協力も必要ではないかと